

(別添)

○ 精神科救急医療体制整備事業の実施について（平成20年5月26日 障第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
障発第0526001号 平成20年5月26日	障発第0526001号 平成20年5月26日
一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日	一部改正 障発第0507001号 平成21年5月7日
一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日	一部改正 障発0330第20号 平成22年3月30日
一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日	一部改正 障発0425第2号 平成23年4月25日
一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日	一部改正 障発0329第2号 平成24年3月29日
一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第19号 平成26年3月31日
一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日	一部改正 障発0424第8号 平成27年4月24日
一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日	一部改正 障発0920第1号 平成28年9月20日
一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日	一部改正 障発0418第6号 平成29年4月18日
一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日	一部改正 障発0329第7号 平成30年3月29日
一部改正 障発0318第1号 平成31年3月18日	一部改正 障発0318第1号 平成31年3月18日
一部改正 障発0304第2号 令和2年3月4日	一部改正 障発0304第2号 令和2年3月4日
一部改正 障発0330第1号 令和4年3月30日	一部改正 障発0330第1号 令和4年3月30日
一部改正 障発0324第19号 令和5年3月24日	一部改正 障発0324第19号 令和5年3月24日
一部改正 障発0424第1号	

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">令和 8 年 4 月 2 4 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略) 別紙</p> <p style="text-align: center;">精神科救急医療体制整備事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 3 (略)</p> <p>第 4 報告</p> <p>都道府県等により指定された精神科救急医療確保事業に参画している医療施設、<u>身体合併症対応施設及び精神科救急情報センター等</u>は、その実績等について、月単位で都道府県等に別紙様式 1 <u>又は 5</u>により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式 2 については、精神科救急医療体制連絡調整委員会等における協議に際し、必ず提示</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">精神科救急医療体制整備事業の実施について</p> <p>(略) 別紙</p> <p style="text-align: center;">精神科救急医療体制整備事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 3 (略)</p> <p>第 4 報告</p> <p>都道府県等により指定された精神科救急医療確保事業に参画している医療施設及び身体合併症対応施設は、その実績等について、月単位で都道府県等に別紙様式 1 により報告することとする。また、都道府県等は、報告内容に基づき各医療機関の稼働状況を把握するとともに、別紙様式 2 については、精神科救急医療体制連絡調整委員会等における協議に際し、必ず提示すること。その際には、病院群輪番型</p>

改正後	現 行
<p>すること。その際には、病院群輪番型施設で担当する時間帯や常時対応型施設等において受け入れられなかった事例について、件数とともにその内容を把握し、必要な対応等について十分検討すること。なお、都道府県等は、都道府県等における精神科救急医療体制の年報として別紙様式3、4、6及び7を、翌年度4月末までに遅滞なく厚生労働省へ報告すること。（報告については、精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアルに基づき作成すること。）</p> <p>(略)</p>	<p>施設で担当する時間帯や常時対応型施設等において受け入れられなかった事例について、件数とともにその内容を把握し、必要な対応等について十分検討すること。なお、都道府県等は、都道府県等における精神科救急医療体制の年報として別紙様式2～7を、翌年度4月末までに遅滞なく厚生労働省へ報告すること。（報告については、精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアルに基づき作成すること。）</p> <p>(略)</p>